破産手続廃止

平成２３年（フ）第１６６０６号
東京都中野区南台４―56―５
破産者　ピースリング・ジャパン株式会社
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０７号
東京都杉並区久我山２丁目21―１―208
破産者　紺野千寿子
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０８号
東京都杉並区久我山２丁目21―１―208
破産者　紺野　平和
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７１８号
東京都江東区枝川１丁目13―６
破産者　**袁**　　義光
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２２４号
東京都杉並区上井草２丁目31―８―Ａ２―２
破産者　関谷　雅史
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４９５号
東京都小平市花小金井南町３丁目38―４、住民票上の住所東京都西東京市南町２丁目１―35
破産者　盛岡　正彦
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１７７号
東京都品川区東品川１丁目１―９―803
破産者　明石　寛一
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６４号
東京都葛飾区西水元４丁目10番15号
破産者　株式会社創成建設
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６５号
千葉県松戸市松戸新田429―15、開始決定時の住所東京都葛飾区西水元４丁目10―15
破産者　宮田　成明
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６３８号
埼玉県吉川市吉川１丁目10―９―102
破産者　茂野　敦史
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６３９号
埼玉県吉川市大字吉川549―１
破産者　茂野　光代
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９１１号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1006―１
コーポ鈴木Ⅱ―201
破産者　齊藤　勝彦
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９２８号
東京都大田区萩中３丁目４―３―301
破産者　玉置　悠人
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１２９号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目２―26―Ａ201
破産者　小山安樹子（旧姓平田）
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２７２号
神奈川県大和市林間２丁目６―16―809
破産者　樋口　　修
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３１０号
千葉県船橋市高根台６丁目24―11―202
破産者　浅原　顕夫
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４４４号
神奈川県川崎市川崎区京町１丁目14番１
破産者　有限会社Ｓ・Ｒ・Ｊ
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４４５号
神奈川県川崎市川崎区京町１丁目14―１―613
破産者　井口　義雄
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４６１号
東京都文京区千石３丁目３―３―112
破産者　堤　　秀樹
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４８５号
神奈川県厚木市温水2231―６―102
破産者　岡田　文昭
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５４１号
東京都豊島区池袋３丁目28―25
破産者　小林　正憲
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６８５号
東京都八丈島八丈町三根12―４
破産者　小坂井　登
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部